

報道機関 各位

## 国民健康保険税の遡及賦課誤りについて(お詫び)

国民健康保険税の賦課事務に不適切な処理があり、一部の被保険者の方に対し、保険税を過大に賦課していたことが判明しました。

### 1 【概要】

地方税法において賦課決定は、「法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。」とされています。この「法定納期限」を、一律に普通徴収の第1期分の納期限として期間計算を行っていたところ、特別徴収(年金からの天引き)の方は仮徴収に係る第1期分の納期限とすべきであったことから、特別徴収の方の一部に対し、賦課決定ができる期間を過ぎて増額の賦課決定をしておりました。

### 2 【対象保険税】

平成23年度から令和5年度までの間に遡及賦課を行った、平成20年度分から令和2年度分までの国民健康保険税

### 3 【対象件数及び金額】

過大徴収した人数及び金額 3名 122,800円

### 4 【今後の対応】

速やかにご連絡するとともに、返還手続きを行います。

### 5 【再発防止策】

今後、法改正時には、他自治体、システム委託業者との情報共有を行い、適正な法の解釈及び運用に万全を期してまいります。

### ■問い合わせ先

保険年金課長 中谷 電話042・470・7733

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤  
Tel.042-470-7712 Fax042-470-7804  
E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp